



筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和8年8月21日

広島法務局

筆界特定登記官

記



筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第41号
対象土地 広島市西区南観音三丁目711番1
広島市西区南観音三丁目709番1

手続番号 令和7年第42号
対象土地 広島市西区南観音三丁目711番1
広島市西区南観音三丁目709番3

手続番号 令和7年第43号
対象土地 広島市西区南観音三丁目711番1
広島市西区南観音三丁目709番4

手続番号 令和7年第44号
対象土地 広島市西区南観音三丁目711番3
広島市西区南観音三丁目709番4

手続番号 令和7年第45号
対象土地 広島市西区南観音三丁目711番3
広島市西区南観音三丁目708番1